

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 (※指定基準を踏まえ、対象となることが想定される者であり、 現時点において指定を行った者ではありません。)
一般送配電事業	電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者であること。	沖縄電力株式会社 関西電力送配電株式会社 九州電力送配電株式会社 四国電力送配電株式会社 中国電力ネットワーク株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東北電力ネットワーク株式会社 北陸電力送配電株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社
送電事業	電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者であること。	電源開発送変電ネットワーク株式会社 福島送電株式会社 北海道北部風力送電株式会社
配電事業	電気事業法第二条第一項第十一号の三に規定する配電事業者であること。	指定事業者なし （現在営んでいる事業者が存在しないため）

電気

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 （※指定基準を踏まえ、対象となることが想定される者であり、 現時点において指定を行った者ではありません。）
電気 発電事業	電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者であって、出力五十万キロワット以上の発電等用電気工作物を有すること。	鹿島パワー株式会社 株式会社コベルコパワー神戸 株式会社コベルコパワー神戸第二 株式会社コベルコパワー真岡 株式会社JERA 関西電力株式会社 九州電力株式会社 四国電力株式会社 常磐共同火力株式会社 相馬共同火力発電株式会社 中国電力株式会社 中部電力株式会社 電源開発株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社 東北電力株式会社 勿来IGCCパワー合同会社 日本原子力発電株式会社 日本製鉄株式会社 姫路天然ガス発電株式会社 広野IGCCパワー合同会社 福島ガス発電株式会社 北陸電力株式会社 北海道電力株式会社 三菱重工業株式会社
	電気事業法第二条第一項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者であって、電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五十万キロワット以上であること。	中部電力ミライズ株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 （※指定基準を踏まえ、対象となることが想定される者であり、 現時点において指定を行った者ではありません。）
一般ガス導管事業	ガス事業法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であって、当該事業に係るガスメーターの取付数が三十万個以上であること。	大阪ガスネットワーク株式会社 京葉ガス株式会社 西部ガス株式会社 静岡ガス株式会社 仙台市ガス局 東京ガスネットワーク株式会社 東邦ガスネットワーク株式会社 広島ガス株式会社 北陸ガス株式会社 北海道ガス株式会社
ガス 特定ガス導管事業	ガス事業法第二条第八項に規定する特定ガス導管事業者であって、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令第一条第七号に規定する特定導管を維持し、及び運用すること。	扇島都市ガス供給株式会社 株式会社INPEX 株式会社JERA 石油資源開発株式会社
ガス製造事業	ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者であって、生産能力二十万立方メートル毎時以上の製造所を維持し、及び運用すること。	大阪ガス株式会社 株式会社INPEX 株式会社JERA 関西電力株式会社 清水エル・エヌ・ジー株式会社 Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社 東京ガス株式会社 東邦ガス株式会社 ひびきエル・エヌ・ジー株式会社 北海道ガス株式会社

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 (※指定基準を踏まえ、対象となることが想定される者であり、 現時点において指定を行った者ではありません。)
石油 石油精製業	石油の備蓄の確保等に関する法律第二条第五項に規定する石油精製業者であって、石油蒸留設備を有すること。	出光興産株式会社 ENEOS株式会社 大阪国際石油精製株式会社 鹿島アロマティックス株式会社 鹿島石油株式会社 コスモ石油株式会社 昭和四日市石油株式会社 西部石油株式会社 太陽石油株式会社 東亜石油株式会社 富士石油株式会社
石油 石油ガス輸入業	石油の備蓄の確保等に関する法律第二条第九項に規定する石油ガス輸入業者であって、次のいずれにも該当すること。 イ 過去五年間における石油ガスの平均年間輸入量の過去五年間における我が国の石油ガスの平均年間輸入量に対する割合が百分の一以上であること。 ロ 石油化学製品の製造のための原料以外のために使用される石油ガスを輸入すること。	アストモスエネルギー株式会社 岩谷産業株式会社 ENEOSグローブ株式会社 大阪ガス株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ジクシス株式会社 全国農業協同組合連合会 東京ガス株式会社

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 (※指定基準を踏まえ、対象となることが想定される者であり、 現時点において指定を行った者ではありません。)
<p>クレジット 包括信用購入あっせ んの業務を行う事業</p>	<p>割賦販売法第三十一条に規定する登録包括信用購 入あっせん業者又は同法第三十五条の二の三第一項 に規定する登録少額包括信用購入あっせん業者であつ て、現年度の直前の三年度のいずれかの末日において 次のいずれにも該当する事業者</p> <p>イ 現に締結しているクレジットカード等会員契約の数 が一千万以上であること。 ロ 年間信用供与額が四兆円以上であること。</p>	<p>株式会社イオン銀行 株式会社NTTドコモ 株式会社クレディセゾン 株式会社ジェーシービー 三井住友カード株式会社 三菱UFJニコス株式会社 楽天カード株式会社</p>